

公布した条例一覧

令和4年

公布 番号	条例名
25	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
26	公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
27	杉並区長の退職手当の特例に関する条例
28	杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
29	杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例
30	杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年10月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第25号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の2の項の次に次のように加える。

14の3 区長	心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14の4 区長	心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14の5 区長	心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1に次のように加える。

17 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第2の6の項中

「	身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの	」
を		
「		

	身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報（以下「心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報（以下「心身障害者タクシー運賃等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報（以下「心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「都心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め、同表の 9 の項中

「	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
---	-------------------------

を

「	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 19 の項中

「

身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの

を

「

身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの

心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの

心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの

心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの

都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 27 及び 29 の項中

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 31 の項中

「
を

身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの

「

身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの
心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの
都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 38 の 2 の項の次に次のように加える。

38 の 3 区 長	心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの

38の4 区 長	心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
38の5 区 長	心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の39の2の項の次に次のように加える。

39の3 区 長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律に

	<p>よる後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年10月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第26号

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成14年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
 新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> <u>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</u></p> <p><u>会</u></p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>2及び3 略</p>

杉並区長の退職手当の特例に関する条例を公布する。

令和4年10月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第27号

杉並区長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日に在職する区長が退職した場合に支給する区長の退職手当の額は、杉並区長等の退職手当に関する条例（昭和34年杉並区条例第13号）第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額からその100分の25に相当する額を減じて得た額とする。その者が退職し、引き続き区長となった後、退職した場合に支給する区長の退職手当の額についても、同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年10月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第28号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の117の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の117の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の122の4の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の122の5の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例を公布する。

令和4年10月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第29号

杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例

第1条 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第2条 杉並区職員の懲戒に関する条例（昭和50年杉並区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、「除く。）」の次に「とする。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第3条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第7項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時

間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の3を削る。

第19条第4項及び第23条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第3項、第30条第3項及び第31条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第10項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「同表の」を「第6条第8項の規定により算出した」に改める。

附則に次の8項を加える。

12 当分の間、職員の給料月額、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

(2) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

(3) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(4) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

14 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職

員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により算出した給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

- 15 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定により算出した給料月額」とする。
- 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、附則第12項の規定により算出した給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 17 附則第14項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定により算出した給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 18 当分の間、附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する杉並区職員の

分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）附則第12項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第12項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第12項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第12項の規定による降給は、この限りでない」とする。

19 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項及び第14項の規定による給料月額その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1アの表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600	を
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
		円	円	円	円	円	円	
		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600	

改め、別表第1イの表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		212,000	223,200	244,000	274,700	を
-------	--	---------	---------	---------	---------	---

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
		円	円	円	円	
		212,000	223,200	244,000	274,700	

改める。

別表第2アの表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」

に、

再任用職員		294,500	355,300	416,100
-------	--	---------	---------	---------

定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 294,500	円 355,300	円 416,100

改め、別表第 2 イの表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月 額				
		円 199,800	円 233,600	円 269,400	円 287,000	円 311,600

改め、別表第 2 ウの表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月 額				
		円 204,000	円 234,800	円 269,400	円 287,000	円 311,600

改める。

第 4 条 杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、杉並区に常時勤務する者で」及び「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。」を削り、同項第 1 号から第 3 号までの規定中「支給される職員」の次に「のうち、常時勤務を要するもの」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第18号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員（同項第2号に規定するフルタイム講師を含む。）及び給与条例第25条第1項に定める給与を支給される職員（以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。）のうち、その勤務形態が前3号に掲げる職員に準ずるもの第2条第2項中「常時勤務に服することを要しない者のうち、」を「前項第4号に規定する勤務形態が同項第1号から第3号までに掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する」に改め、「勤務した日」の次に「（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）」を加え、「至つたもの」を「至つた者」に、「は、前項の職員とみなす」を「をいう」に改め、同項ただし書を削る。

第3条第1項ただし書中「職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる職員のうち、任期の定めのないもの（以下「任期の定めのない職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。
- (3) 前条第1項第4号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。
- (4) 前条第1項第4号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

第3条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第4号に掲げる職員はその月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した

日に限る。次項において同じ。) が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

- 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

第8条第1項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第9条の2中「10年」を「15年(給与条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。)の適用を受ける職員にあつては、10年とする。)」に改める。

第10条中「第8条第1項」の次に「、第11条の2」を、「又は第5条」の次に「及び第11条の3」を、「計算した額」の次に「の合計額」を加える。

第11条の2第1項中「、第5条から第8条まで」を「、第5条から第9条の3まで」に改め、同条第2項中「、第5条から第8条まで」を「、第5条から第9条の3まで」に改め、「受けていた期間」の次に「(学校教育職員給与条例に規定する副校長の職にあつた者から杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたもの又は幼稚園教育職員給与条例に規定する園長若しくは副園長の職にあつた者から杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間に限る。)」を加える。

第11条の3第4項中「第1号から第7号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第8号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」を「現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間

を除く。)以外の期間における週休日等(杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年杉並区条例第3号)第4条及び第5条の規定による週休日、同条例第10条及び第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日)以外の日をいう。)に改め、同項第8号中「育児短時間勤務等」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 高齢者部分休業(地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。)の期間

(6) 自己啓発等休業(地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間

第11条の3の次に次の1条を加える。

(他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額)

第11条の4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(同法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員その他の規則で定める職員(以下「他の管理監督職に降任した職員等」という。))を含む。)について前条の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日(他の管理監督職に降任した職員等にあつては、規則で定める日)において退職をしたものとして同条の規定により計算した退職手当の調整額(以下「降任等前退職手当の調整額」という。)に満たない場合は、同条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額(降任等前退職手当の調整額が2以上ある場合は、最も多い額)をその者の退職手当の調整額とする。

第12条第2項中「月数」の次に「(第2条第1項第4号に掲げる職員にあつては、引き続いた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月の月数)」を加え、同条第3項中「その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改

め、同項に次の各号を加える。

- (1) 任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。
- (2) 任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。
- (3) 第2条第1項第4号に掲げる職員が退職した場合（第3条第2項又は第3項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又はフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。
- (4) フルタイム会計年度任用職員等（第2条第1項第4号に掲げる職員を除く。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

第12条第4項中「前条第4項」を「第11条の3第4項」に改め、「要しなかつた期間」の次に「、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）」を加え、同条第5項中「東京都」を「都職員等（東京都）」に、「（規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。）」を「のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給対象であつたものをいう。以下同じ。」に、「者（」を「者（規則で定める者を除き、）」に、「なつたもの」を「なつた者」に改め、同条第6項を削り、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条第9項中「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とする。

第15条第2項中「者で」の次に「常時勤務を要する」を加え、「（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を削り、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるもの

として規則で定める職員が規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第8項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第16条中「職員が」を「職員（規則で定める者を除く。）が」に改め、同条ただし書中「とき」の次に「その他規則で定めるとき」を加える。

第20条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第5項及び第6項第1号中「まで」の次に「（附則第27項、第28項及び第30項から第33項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第21項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の9項を加える。

25 当分の間、第7条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「又は第10条」とあるのは、「、第10条又は附則第25項」とする。

26 前項の規定は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

27 当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第9条の2の規定の

適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「その者に係る定年から15年（給与条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、10年とする。）を減じた年齢」とあるのは「50歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

28 当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職した者に対する第9条の2の規定の適用については、同条中「規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から15年（給与条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、10年とする。）を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは「100分の2」とする。

29 給与条例附則第12項、学校教育職員給与条例附則第2項又は幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

30 当分の間、給与条例附則第12項、学校教育職員給与条例附則第2項又は幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第9条の3第1項の規定の適用については、同項第1号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「7割措置前給料月額（その者が給与条例附則第12項、学校教育職員給与条例附則第2項又は幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定の適用（以下「7割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該7割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下

「7割措置日」という。) 」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「7割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額(以下「7割措置前の退職手当の基本額」という。)(その者に7割措置日前の特定減額前給料月額(その者の7割措置日前におけるその他の措置(給料月額の減額改定以外の理由による措置のうち7割措置以外の措置をいう。以下同じ。))を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。))があり、その額が7割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額(その者が7割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。))の7割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額)、その者が7割措置日後の特定減額前給料月額(その者の7割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。))に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額(以下「7割措置後の退職手当の基本額」という。)(その者の7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額(その者に7割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が7割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、0とする。))並びに7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額(計算の基礎となつた7割措置日前の特定減額前給料月額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、0とす

る。)の合計額」と、同項第2号イ中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「7割措置後の退職手当の基本額の7割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合（その者に7割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又はその者の7割措置後の退職手当の基本額を0とする場合は、7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合とする。））」とする。

31 附則第28項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられた第9条の3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第30項の規定により読み替えて適用する第9条の3第1項第1号	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置前給料月額」という。）
	及び7割措置日前の特定減額前給料月額	並びに7割措置日前の特定減額前給料月額及び7割措置日前の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額」という。）
	の7割措置日前の特定減額前給料月額	の割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額
	及び7割措置日後の特定減額前給料月額を	並びに7割措置日後の特定減額前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置日後の特定減額前給料月額」という。）を
	7割措置前給料月額に	割増後の7割措置前給料月額に
附則第30項の規定により読み替えて適用する	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、

第9条の3第1項第2号		
附則第30項の規定により読み替えて適用する第9条の3第1項第2号イ	の7割措置日後の特定減額前給料月額	の割増後の7割措置日後の特定減額前給料月額
	7割措置前給料月額	割増後の7割措置前給料月額

32 当分の間、給与条例附則第12項又は学校教育職員給与条例附則第2項の規定の適用を受ける職員（附則第13項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する第11条の2第1項の規定の適用については、同項中「第9条の3まで」とあるのは「第9条の3まで（附則第27項、第28項、第30項及び第31項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料

の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

- 33 当分の間、学校教育職員給与条例附則第2項又は幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第11条の2第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（附則第27項、第28項及び第30項から第32項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（学校教育職員給与条例に規定する副校長の職にあつた者から杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたもの又は幼稚園教育職員給与条例に規定する園長若しくは副園長の職にあつた者から杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間に限る。）を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の教職調整額の額に、同日までの当該教職調整額を受けていた期間（学校教育職員給与条例に規定する副校長の職にあつた者から杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたもの又は幼稚園教育職員給与条例に規定する園長若しくは副園長の職にあつた者から杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間のうち、特定日の前日までのものに限る。）を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（学校教育職員給与条例に規定する副校長の職にあつた者から杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたもの又は幼稚園

園教育職員給与条例に規定する園長若しくは副園長の職にあつた者から杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間に限る。)を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

第5条 杉並区職員の定年等に関する条例(昭和59年杉並区条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第13条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第14条・第15条)

第5章 雑則(第16条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「は、その」を「は、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項

から第4項までの規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員の退職により」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「特別区人事委員会」を「人事委員会」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、杉並区職員の給与に関する条例(昭和50年杉並区条例第9号)第10条第1項に規定する職員が占める職(別表に掲げる施設等に勤務する医師及び歯科医師(同条例第5条第1項第2号アに規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員)が占める職を除

く。)、杉並区学校教育職員の給与に関する条例(平成19年杉並区条例第11号)第13条第1項に規定する職員が占める職及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年杉並区条例第18号)第10条第1項に規定する職員が占める職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第12条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等を行おうとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員につい

て、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない

年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項及び第11条において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合)

第10条 前条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(第9条第3項又は第4項の規定による任用)

第11条 第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第12条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめその職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由がなくなつた場合の措置)

第13条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由がなくなつたときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

第14条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この章において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この章において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による採用（以下この条において「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、法第13条及び第15条の規定に違反してはならない。

3 年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であつたことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

4 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容

(2) 定年前再任用を行う日

(3) 定年前再任用に係る勤務地

(4) 定年前再任用をされた場合の給与

(5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間

(6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

第15条 任命権者は、前条第1項本文の規定によるほか、組合（特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条（第1項本文を除く。）の規定を準用する。

第5章 雑則

第16条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の2項を加える。

4 職員（杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年杉並区条例第29号）第5条の規定による改正前の杉並区職員の定年等に関する条例（次項において「改正前の定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員を除く。）に対する令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
-----------------------	-----

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び改正前の定年条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員（異動等により当該前年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日から同日の属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表中「第3条」を「第6条」に改める。

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「基づき」を「基づき、」に改め、同条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 杉並区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第3号を第4号

とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 杉並区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 杉並区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第14条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第8条 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第4条第1項ただし書及び第2項、第5条第2項、第13条第1項並びに第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成14年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員」を「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 杉並区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管

理監督職を占める職員

第10条 杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第11条 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）及び令和3年地方公務員法改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額」を「定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額」に、「額と」を「額（暫定再任用短時間勤務職員にあつては、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。））」（その者が令和3年地方公務員法改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であるものとした場合に、改正後の条例附則第10項の規定の適用があるときは、同項の人事委員会が定める額を加算した額）」と」に改める。

附則中第20項を第21項とし、第14項から第19項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第13項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とし、附則中第9項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

第12条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項ただし書、第5条第1項ただし書及び第2項、第6条第2項並びに第15条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の3を削る。

第20条第4項及び第22条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第3項、第30条第3項、第31条第2項及び第32条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第9項を附則第17項とする。

附則第8項中「前項」を「第7項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第7項の次に次の8項を加える。

8 当分の間、職員の給料月額、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

(2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数が

ある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により算出した給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

- 1 1 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定により算出した給料月額」とする。
- 1 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、附則第8項の規定により算出した給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 1 3 附則第10項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定により算出した給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 1 4 当分の間、附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する杉並区職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年杉並区条例第18号。以下「給与条例」という。)附則第8項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第8項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第4項中「ならない」とあるのは

「ならない。ただし、給与条例附則第8項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第8項の規定による降給は、この限りでない」とする。

15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項及び第10項の規定による給料月額その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		229,400	268,200	291,300	330,300	を
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
		円	円	円	円	
		229,400	268,200	291,300	330,300	」

改める。

第14条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第3項及び第4項、第4条第1項ただし書、第5条第1項ただし書及び第2項並びに第16条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第8条第6項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定めら

れたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条を削り、第8条の2を第9条とする。

第22条第4項及び第24条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第3項、第32条第3項、第33条第2項及び第35条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の8項を加える。

- 2 当分の間、職員の給料月額、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
 - (2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
 - (3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち

ち、特定日に附則第2項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会の承認を得て教育委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により算出した給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

5 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定により算出した給料月額」とする。

6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、附則第2項の規定により算出した給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 附則第4項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、同項の規定により算出した給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

8 当分の間、附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する杉並区職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適

用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号。以下「給与条例」という。）附則第2項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第2項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第2項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第2項の規定による降給は、この限りでない」とする。

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項及び第4項の規定による給料月額その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

別表第2中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		219,700	258,100	276,600	294,600	324,900	を
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
		円 219,700	円 258,100	円 276,600	円 294,600	円 324,900	

改める。

第16条 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成19年杉並区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条 杉並区職員の再任用に関する条例（平成13年杉並区条例第6号）は、廃止する。

附 則

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中杉並区職員の退職手当に関する条例第2条の改正規定、同条例第3条の改正規定、同条例第8条の改正規定、同条例第10条の改正規定、同条例第11条の2第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「、第5条から第8条まで」を「、第5条から

第9条の3まで」に改める部分に限る。）、同条例第12条の改正規定（同条第4項に係る部分を除く。）、同条例第15条の改正規定及び同条例第16条の改正規定並びに同条例附則第21項の改正規定並びに附則第4条第1項、第3項及び第4項、附則第5条、附則第15条、附則第25条並びに附則第26条の規定は、公布の日から施行する。

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（附則第23条及び第24条を除き、以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「改正後地方公務員法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、第1条の規定による改正後の杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。

第3条 第3条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第12項から第19項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（附則第23条を除き、以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が改正後地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下この条及び附則第21条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に、改正後の給与条例附則第10項の規定の適用があるときは、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中

「とする」とあるのは、「に、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に、改正後の給与条例附則第10項の規定の適用があるときは、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第19条第4項及び第23条第2号の規定を適用する。

6 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（附則第7条第7項及び第8項並びに第23条を除き、以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第29条第3項の規定を適用する。

7 改正後の給与条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

8 杉並区職員の給与に関する条例第6条の2、第11条から第13条まで及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 第1項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

第4条 第4条の規定による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から令和5年3月31日までの間に限り、同項第1号中「もの」とあるのは、「もの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。））」とする。

2 暫定再任用常時勤務職員に対する改正後の退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項第1号中「もの」とあるのは、「もの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。））」とする。

3 改正後の退職手当条例第15条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

4 改正後の退職手当条例附則第21項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

第5条 第5条の規定による改正後の杉並区職員の定年等に関する条例（以下「改正後の定年条例」という。）第14条第4項及び附則第7条第5項（附則第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による採用の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

第6条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第5条の規定による改正前の杉並区職員の定年等に関する条例（以下「改正前の定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、改正後の定年条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、特別区人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る改正

前の定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（改正後の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年（改正前の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に改正後の定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項の規定又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 改正後の定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第7条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第10条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に改正前の定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 改正前の定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附

則第3条第5項の規定又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）
であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）
であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第9条第1項若しくは第2項又は附則第10条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に改正後の定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に改正後の定年条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、改正後地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に改正後の定年条例第15条第1項の規定により採用された者のうち、改正後地方公務員法第22条の5第3項において準用する改正後地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の規定による採用（以下この条において「暫定再任用」という。）を行うに当たっては、地方公務員法第13条及び第15条の規定に違反してはならない。

4 定年退職者等（第1項各号及び第2項各号に掲げる者をいう。）が地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他同法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

5 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容

(2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日

(3) 暫定再任用に係る勤務地

(4) 暫定再任用をされた場合の給与

(5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間

(6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

6 第1項若しくは第2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第1項若しくは第2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

7 暫定再任用職員（第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

8 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第8条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（改正後の定年条例第1

5条第1項に規定する組合をいう。次項及び附則第10条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第8項までの規定を準用する。

第9条 任命権者は、改正後地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年条例第14条第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、改正後地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7条第2項各号に掲げる者のうち、特定年

齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第14条において同じ。）に達しているもの（改正後の定年条例第14条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第7条第3項から第8項までの規定を準用する。

第10条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、改正後地方公務員法第22条の5第3項において準用する改正後地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第7条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、改正後地方公務員法第22条の5第3項において準用する改正後地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第7条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（改正後の定年条例第15条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第7条第3項から第8項までの規定を準用する。

第11条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第12条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

第13条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第7条から第10条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

第14条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第14条第1項に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、改正後の定年条例第14条第1項又は第15条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、改正後の定年条例第14条第1項又は第15条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第15条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、改正後地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、第7条の規定による改正後の杉並区職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

第17条 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第18条 暫定再任用職員は、第9条の規定による改正後の公益的法人等への杉並

区職員の派遣に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、改正後地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、第10条の規定による改正後の杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定を適用する。

第20条 暫定再任用短時間勤務職員は、第12条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第21条 第13条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の幼稚園教育職員給与条例」という。）附則第8項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用常時勤務職員の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）

とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の幼稚園教育職員給与条例第20条第4項及び第22条第2号の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の幼稚園教育職員給与条例第27条第3項及び第31条第2項の規定を適用する。
- 7 改正後の幼稚園教育職員給与条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。
- 8 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第7条の2、第11条、第12条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 第1項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

第22条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第14条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第23条 第15条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の学校教育職員給与条例」という。）附則第2項から第9項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下この条において「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が改正後地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合

に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。
- 4 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下この条及び次条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の学校教育職員給与条例第2条、第22条第4項及び第24条第2号の規定を適用する。
- 6 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下この条において「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の学校教育職員給与条例第29条第3項及び第33条第2項の規定を適用する。
- 7 改正後の学校教育職員給与条例第32条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）

附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

8 改正後の学校教育職員給与条例第9条、第14条、第15条及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 第1項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て杉並区教育委員会が定める。

第24条 暫定再任用短時間勤務職員は、改正後地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、第16条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定を適用する。

第25条 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第5項から第8項までを次のように改める。

5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。

6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。以下この項において同じ。）であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前2項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号

給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

- 8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表2級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、附則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。

第26条 杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和元年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「による給料の月額から当該額」を「により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額」に改める。

杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の
条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（通則）</p> <p>第1条 杉並区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>（通則）</p> <p>第1条 杉並区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p>

第2条による改正（杉並区職員の懲戒に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で<u>その発令の日に受ける給料</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で<u>給料</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関</p>

方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のもの並びに杉並区立子供の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）

(2) 略

(初任給及び昇格昇給等の基準)

第6条 略

2～6 略

7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）第7条の規定に基づき、その者が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

8 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる

方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のもの並びに杉並区立子供の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）

(2) 略

(初任給及び昇格昇給等の基準)

第6条 略

2～6 略

7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

8 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げ

基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

9 略

(超過勤務手当)

第19条 略

2及び3 略

4 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の

る給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

9 略

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第6条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(超過勤務手当)

第19条 略

2及び3 略

4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の

勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5～7 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 第18条第1項、第19条第1項、第3項、第5項及び第6項、第20条並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定によ

勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5～7 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 第18条第1項、第19条第1項、第3項、第5項及び第6項、第20条並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員

勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定によ

り定められたその者の勤務時間で除
して得た数

(期末手当)

第29条 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対す
る前項の規定の適用については、同項
中「100分の25」とあるのは「1
00分の10」と、「100分の10
5」とあるのは「100分の60」
と、「100分の110」とあるのは
「100分の65」と、「100分の
85」とあるのは「100分の50」
と、「100分の90」とあるのは
「100分の55」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対す
る前項の規定の適用については、同項
中「100分の102.5」とあるの
は「100分の50」と、「100分
の122.5」とあるのは「100分
の60」とする。

4～6 略

(特定職員についての適用除外)

第31条 略

2 第11条から第13条まで及び第1

り定められたその者の勤務時間で除
して得た数

(期末手当)

第29条 略

2 略

3 再任用職員に対す
る前項の規定の適用については、同項
中「100分の25」とあるのは「1
00分の10」と、「100分の10
5」とあるのは「100分の60」
と、「100分の110」とあるのは
「100分の65」と、「100分の
85」とあるのは「100分の50」
と、「100分の90」とあるのは
「100分の55」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 略

3 再任用職員に対す
る前項の規定の適用については、同項
中「100分の102.5」とあるの
は「100分の50」と、「100分
の122.5」とあるのは「100分
の60」とする。

4～6 略

(特定職員についての適用除外)

第31条 略

2 第11条から第13条まで及び第1

5条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 略

附 則

1～9 略

10 平成18年3月31日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年4月1日以降行政職給料表(二)の適用を受けることとなる定年前再任用短時間勤務職員のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、第6条第8項の規定により算出した額に1万2,000円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。

11 略

12 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第14項において「特定日」という。)以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを

5条の規定は、再任用職員には適用しない。

3 略

附 則

1～9 略

10 平成18年3月31日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年4月1日以降行政職給料表(二)の適用を受けることとなる再任用職員のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、同表の額に1万2,000円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。

11 略

100円に切り上げるものとする。)
とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

(2) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

(3) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(4) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

14 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用

を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により算出した給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

15 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定により算出した給料月額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の

規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受け
る職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところによ
り、附則第12項の規定により算出した給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

17 附則第14項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受け
る職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受け
る職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところによ
り、同項の規定により算出した給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

18 当分の間、附則第12項の規定の適用を受け
る職員に対する杉並区職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「杉並区

職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）附則第12項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第12項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第12項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第12項の規定による降給は、この限りでない」とする。

19 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項及び第14項の規定による給料月額その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第4条による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(支給対象)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は_____、次に掲げる杉並区職員（_____）</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、<u>杉並区に常時勤務する者で、次に掲げる杉並区職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第</u></u></p>

_____以下「職員」という。)とする。

(1) 杉並区職員の給与に関する条例(昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。)第2条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの

(2) 杉並区学校教育職員の給与に関する条例(平成19年杉並区条例第11号。以下「学校教育職員給与条例」という。)第3条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの

(3) 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年杉並区条例第18号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第3条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの

(4) 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年杉並区条例第18号)第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員(同項第2号に規定するフルタイム講師を含む。)及び給与条例第25条第1項に定める給料を支給される職員(以下「フルタイ

1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)とする。

(1) 杉並区職員の給与に関する条例(昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。)第2条に定める給料を支給される職員_____

(2) 杉並区学校教育職員の給与に関する条例(平成19年杉並区条例第11号。以下「学校教育職員給与条例」という。)第3条に定める給料を支給される職員_____

(3) 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年杉並区条例第18号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第3条に定める給料を支給される職員_____

ム会計年度任用職員等」という。))

のうち、その勤務形態が前3号に掲げる職員に準ずるもの

- 2 前項第4号に規定する勤務形態が同項第1号から第3号までに掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日 (法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。) が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者 で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう _____。

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者 (死亡による退職の場合には、その遺族) に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合 _____ は、退職手当は、支給しない。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる職員のうち、任期の定めのないもの (以下「任期の定めのないもの」という。)

- 2 常時勤務に服することを要しない者のうち、 _____

職員について定められている勤務時間以上勤務した日 _____

_____ が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前項の職員とみなす。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者 (死亡による退職の場合には、その遺族) に支給する。ただし、職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、退職手当は、支給しない。

い職員」という。)が退職した場合
において、その者が退職の日又はそ
の翌日に再び任期の定めのない職員
となつたとき。

(2) 前条第1項第1号から第3号ま
でに掲げる職員のうち、任期の定め
のあるもの(以下「任期の定めのある
職員」という。)が退職した場合
において、その者が退職の日又はそ
の翌日に再び任期の定めのない職員
又は任期の定めのある職員となつた
とき。

(3) 前条第1項第4号に掲げる職員
が退職した場合において、その者が
退職の日又はその翌日に再び任期の
定めのない職員又は任期の定めのある
職員となつたとき。

(4) 前条第1項第4号に掲げる職員
が退職した場合において、その者が
退職の日又はその翌日に再びフルタ
イム会計年度任用職員等となつたと
き。

2 前項の規定による場合のほか、前条
第1項第4号に掲げる職員はその月の
勤務日数(常時勤務を要する職員につ
いて定められている勤務時間以上勤務
した日に限る。次項において同じ。)
が18日に達しないこととなつたとき
は、その月の末日において退職したも

のとみなして退職手当を支給する。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

4 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第4号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき、勸奨を受け、又はその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を前条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2～5 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条の2 第7条第1項の規定に該当する者(規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通

2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 地方公務員法_____ 第28条第1項第4号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき、勸奨を受け、又はその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を前条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2～5 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条の2 第7条第1項の規定に該当する者(規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通

つてその者の一般の退職手当の額とする。

(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額)

第11条の2 第5条から第8条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条から第9条の3までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

2 第5条から第8条までの規定において退職時に杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成19年杉並区条例第12号）第3条又は杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年杉並区条例第19号）第3条の教

つてその者の一般の退職手当の額とする。

(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額)

第11条の2 第5条から第8条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条から第8条までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

2 第5条から第8条までの規定において退職時に杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成19年杉並区条例第12号）第3条又は杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年杉並区条例第19号）第3条の教

職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第5条から第9条の3までの規定又は前項の規定により計算して得た額に、退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（学校教育職員給与条例に規定する副校長の職にあつた者から杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたもの又は幼稚園教育職員給与条例に規定する園長若しくは副園長の職にあつた者から杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間に限る。）を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

3 略

（退職手当の調整額）

第11条の3 略

2及び3 略

4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2

職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第5条から第8条までの規定又は前項の規定により計算して得た額に、退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間

_____を第5条から

第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

3 略

（退職手当の調整額）

第11条の3 略

2及び3 略

4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第1号から第7号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあ

号に掲げる期間を除く。)以外の期間における週休日等(杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年杉並区条例第3号)第4条及び第5条の規定による週休日、同条例第10条及び第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日)以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。

(1)～(4) 略

(5) 高齢者部分休業(地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。)の期間

(6) 自己啓発等休業(地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間

5～7 略

つた月を除き、第8号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日

_____のあつた月を除く。)をいう。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 育児短時間勤務等 _____

_____の期間

5～7 略

(他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額)

第11条の4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(同法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員その他の規則で定める職員(以下「他の管理監督職に降任した職員等」という。))を含む。)について前条の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日(他の管理監督職に降任した職員等にあつては、規則で定める日)において退職をしたものとして同条の規定により計算した退職手当の調整額(以下「降任等前退職手当の調整額」という。)に満たない場合は、同条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額(降任等前退職手当の調整額が2以上ある場合は、最も多い額)をその者の退職手当の調整額とする。

(勤続期間の計算)

第12条 略

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数(第2条第1項第4号に掲げる職員にあつては、引き続いた常時勤務を要する職員

(勤続期間の計算)

第12条 略

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数_____

について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月の月数)による。

3 職員が退職した場合（第18条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

(1) 任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

(2) 任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

(3) 第2条第1項第4号に掲げる職員が退職した場合（第3条第2項又は第3項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又はフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

(4) フルタイム会計年度任用職員等（第2条第1項第4号に掲げる職員

_____による。

3 職員が退職した場合（第18条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

を除く。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

- 4 前3項の規定による在職期間のうちに第11条の3第4項に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。））及び配偶者同行休業をした期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には都職員等（東京都の職員、他の特別区の職員、特別区の

- 4 前3項の規定による在職期間のうちに前条第4項に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間_____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____及び配偶者同行休業をした期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には東京都の職員、他の特別区の職員、特別区の

一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給対象であつたものをいう。以下同じ。）から引き続いて職員となつた者（規則で定める者を除き、その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつた者の先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等として引き続いた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。

一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。）

_____）から引き続いて職員となつた者（_____その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等として引き続いた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。

6 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第18号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第1

8条第1項各号のいずれかに該当する
場合を除く。）において、その者が退
職の日又はその翌日に再びフルタイム
会計年度任用職員となつたときは、第
3項の規定を準用する。この場合にお
いて、退職手当の算定の基礎となる勤
続期間の計算は、フルタイム会計年度
任用職員としての引き続いた在職期間
によるものとし、当該在職期間の計算
は、フルタイム会計年度任用職員とな
つた日の属する月から退職した日の属
する月までの月数によるものとする。

6 略

7 略

8 第15条の規定による退職手当を計
算する場合における勤続期間の計算に
ついて、第1項から第5項までの規定
により計算した在職期間に1月未満の
端数がある場合は、これを切り捨て
る。

(失業者の退職手当)

第15条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員とし
ての勤続期間をいう。この場合におい
て、当該勤続期間に係る職員となつた
日前に職員又は職員以外の者で常時勤
務を要する職員について定められてい
る勤務時間以上勤務した日 _____

7 略

8 略

9 第15条の規定による退職手当を計
算する場合における勤続期間の計算に
ついて、第1項から第6項までの規定
により計算した在職期間に1月未満の
端数がある場合は、これを切り捨て
る。

(失業者の退職手当)

第15条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員とし
ての勤続期間をいう。この場合におい
て、当該勤続期間に係る職員となつた
日前に職員又は職員以外の者で _____
_____職員について定められてい
る勤務時間以上勤務した日 (法令又は
条例若しくはこれに基づく規則によ

が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第1項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号

り、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第1項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号

に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～7 略

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は

に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする

_____。

5～7 略

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は

第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

9～14 略

(都職員等となつた者の取扱い)

第16条 職員（規則で定める者を除く。）が引き続き都職員等となつたときは、この条例による退職手当は、支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当

第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

9～14 略

(都職員等となつた者の取扱い)

第16条 職員が _____ 引き続き都職員等となつたときは、この条例による退職手当は、支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当

該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているときその他規則で定めるときは、この限りでない。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

（1） 略

（2） 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分

該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているとき_____は、この限りでない。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

（1） 略

（2） 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分

(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたと

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には_____、これらの規定により

(以下「再任用職員」に対する免職処分」という。)を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたと

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には_____、これらの規定により

算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第23条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21

算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員 _____ に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員 _____ に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第23条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21

条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には 、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第5項又は前

条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条 において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第5項又は前

条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第19条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定によ

条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第19条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定によ

る処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手

る処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手

当受給可能者であつた場合には____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

1～4 略

- 5 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の

当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

1～4 略

- 5 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の

額は、第5条から第11条の3まで
（附則第27項、第28項及び第30
項から第33項までの規定により読み
替えて適用される場合を含む。）の規
 定により計算して得た額から先の職員
 としての在職期間について支給を受け
 た一般の退職手当の額を控除した額と
 する。

6 第12条第5項の規定による先の職
 員としての在職期間及び都職員等とし
 ての在職期間（以下「通算対象期間」
 という。）について、この条例の規定
 による退職手当に相当する給与の支給
 を受けた者の退職手当の基本額は、第
 5条から第11条の2までの規定にか
 かかわらず退職日給料月額に、第1号に
 掲げる割合から第2号に掲げる割合を
 控除した割合を乗じて得た額とする。
 ただし、その額が、通算対象期間を通
 算しないとした場合の退職手当の基本
 額に満たないときは、通算対象期間を
 算入しないとした場合の額とする。

(1) その者が第5条から第11条の
 2まで（附則第27項、第28項及
び第30項から第33項までの規定
により読み替えて適用される場合を
含む。）の規定により計算した額の
 退職手当の基本額の支給を受けると
 した場合における当該退職手当の基

額は、第5条から第11条の3まで

 _____の規
 定により計算して得た額から先の職員
 としての在職期間について支給を受け
 た一般の退職手当の額を控除した額と
 する。

6 第12条第5項の規定による先の職
 員としての在職期間及び都職員等とし
 ての在職期間（以下「通算対象期間」
 という。）について、この条例の規定
 による退職手当に相当する給与の支給
 を受けた者の退職手当の基本額は、第
 5条から第11条の2までの規定にか
 かかわらず退職日給料月額に、第1号に
 掲げる割合から第2号に掲げる割合を
 控除した割合を乗じて得た額とする。
 ただし、その額が、通算対象期間を通
 算しないとした場合の退職手当の基本
 額に満たないときは、通算対象期間を
 算入しないとした場合の額とする。

(1) その者が第5条から第11条の
 2まで_____

 _____の規定により計算した額の
 退職手当の基本額の支給を受けると
 した場合における当該退職手当の基

本額の当該退職日給料月額に対する
割合

(2) 略

7～20 略

21 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第15条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保
ウ 特定退
険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難
第1項に規定する地域内に居住し、かな者であつて、同法第24条の2第1
つ、区長が同法第24条の2第1項に
項第2号に掲げる者に相当する者とし
規定する指導基準に照らして再就職を
て規則で定める者に該当し、かつ、区
促進するために必要な職業安定法第4

本額の当該退職日給料月額に対する
割合

(2) 略

7～20 略

21 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第15条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保
ウ 特定退
険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難
第1項に規定する地域内に居住し、かな者であつて、同法第24条の2第1
つ、区長が同法第24条の2第1項に
項第2号に掲げる者に相当する者とし
規定する指導基準に照らして再就職を
て規則で定める者に該当し、かつ、区
促進するために必要な職業安定法第4

長が同項に規定する指導基準に照らし
 条第4項に規定する職業指導を行うこ
 て再就職を促進するために必要な職業
 とが適当であると認めたもの（アに掲
 安定法第4条第4項に規定する職業指
 げる者を除く。）
 導を行うことが適当であると認めたも

の
 」とする。

22～24 略

25 当分の間、第7条第1項の規定
は、60歳に達した日以後その者の非
違によることなく退職した者（定年の
定めのない職を退職した者及び同項の
規定に該当する者を除く。）に対する
退職手当の基本額について準用する。
この場合における第5条第1項の規定
の適用については、同項中「又は第1
0条」とあるのは、「、第10条又は
附則第25項」とする。

26 前項の規定は、医療職給料表
（一）の適用を受ける職員が退職した
場合に支給する退職手当の基本額につ
いては、適用しない。

27 当分の間、医療職給料表（一）の
適用を受ける職員以外の者で、60歳
に達する日の属する会計年度の初日前
に退職した者に対する第9条の2の規

長が同項に規定する指導基準に照らし
 条第4項に規定する職業指導を行うこ
 て再就職を促進するために必要な職業
 とが適当であると認めたもの（アに掲
 安定法第4条第4項に規定する職業指
 げる者を除く。）
 導を行うことが適当であると認めたも

の
 」とする。

22～24 略

定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「その者に係る定年から15年（給与条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、10年とする。）を減じた年齢」とあるのは「50歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

28 当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職した者に対する第9条の2の規定の適用については、同条中「規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から15年（給与条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）

の適用を受ける職員にあつては、10年とする。)を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは「100分の2」とする。

29 給与条例附則第12項、学校教育職員給与条例附則第2項又は幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

30 当分の間、給与条例附則第12項、学校教育職員給与条例附則第2項又は幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第9条の3第1項の規定の適用については、同項第1号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「7割措置前給料月額（その者が給与条例附則第12項、学校教育職員給与条例附則第2項又は幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定の適用（以下「7割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該7割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）

に係る減額日（以下「7割措置日」という。）」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「7割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「7割措置前の退職手当の基本額」という。）」（その者に7割措置日前の特定減額前給料月額（その者の7割措置日前におけるその他の措置（給料月額の減額改定以外の理由による措置のうち7割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が7割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が7割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。）の7割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額）、その者が7割措置日後の特定減額前給料月額

(その者の7割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。)に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額(以下「7割措置後の退職手当の基本額」という。)(その者の7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額(その者に7割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が7割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、0とする。))並びに7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額(計算の基礎となつた7割措置日前の特定減額前給料

月額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、0とする。)の合計額」と、同項第2号イ中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「7割措置後の退職手当の基本額の7割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合（その者に7割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又はその者の7割措置後の退職手当の基本額を0とする場合は、7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合とする。）」とする。

3 1 附則第28項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられた第9条の3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 2 当分の間、給与条例附則第12項又は学校教育職員給与条例附則第2項の規定の適用を受ける職員（附則第13項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する第11条の2第1項の規定の適用については、同項中「第9条の3まで」とあるのは「第9条の3まで（附則第27項、第28項、第30項及び第31項の規定により読み替

えて適用される場合を含む。) 」と、
「退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た

額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

3 3 当分の間、学校教育職員給与条例附則第2項又は幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第11条の2第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（附則第27項、第28項及び第30項から第32項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（学校教育職員給与条例に規定する副校長の職にあつた者から杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたもの又は

幼稚園教育職員給与条例に規定する園長若しくは副園長の職にあつた者から杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間に限る。)を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)の前日におけるその者の教職調整額の額に、同日までの当該教職調整額を受けていた期間(学校教育職員給与条例に規定する副校長の職にあつた者から杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたもの又は幼稚園教育職員給与条例に規定する園長若しくは副園長の職にあつた者から杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間のうち、特定日の前日までのものに限る。)を第5条から第8条までの

勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（学校教育職員給与条例に規定する副校長の職にあつた者から杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたもの又は幼稚園教育職員給与条例に規定する園長若しくは副園長の職にあつた者から杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間に限る。）を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

第5条による改正（杉並区職員の定年等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
目次	
第1章 総則（第1条）	
第2章 定年制度（第2条—第5条）	
第3章 管理監督職勤務上限年齢制	

(第6条—第13条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(第14条・第15条)

第5章 雑則 (第16条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、杉並区職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこと

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3

の規定に基づき、杉並区職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、別表に掲げる施設等に勤務する医師及び歯科医師で、杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）第5条第1項第2号アに規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこと

となる場合において、次に掲げる事由がある _____ と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠

となる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その _____ 職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該 _____ 職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により _____

- | | |
|---|---|
| <p>員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会 の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合に</p> | <p>_____ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき _____。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由 _____ が引き続き存すると認めるときは、特別区人事委員会の承認を得て、1年 _____ を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日 _____ の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合に</p> |
|---|---|

は、当該職員の同意を得なければなら
ない。

4 任命権者は、第1項の規定により引
き続き勤務することとされた職員及び
第2項の規定により期限が延長された
職員について、第1項の期限又は第2
項の規定により延長された期限が到来
する前に第1項各号に掲げる事由がな
くなつたと認めるときは、当該職員の
同意を得て、期日を定めて当該期限を
繰り上げるものとする。

5 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢 制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象とな
る管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で
定める職は、杉並区職員の給与に関す
る条例（昭和50年杉並区条例第9
号）第10条第1項に規定する職員が
占める職（別表に掲げる施設等に勤務
する医師及び歯科医師（同条例第5条
第1項第2号アに規定する医療職給料
表（一）の適用を受ける職員）が占め
る職を除く。）、杉並区学校教育職員
の給与に関する条例（平成19年杉並
区条例第11号）第13条第1項に規
定する職員が占める職及び杉並区幼稚
園教育職員の給与に関する条例（平成

は、当該職員の同意を得なければなら
ない。

4 任命権者は_____

_____、第1項の期限又は第2
項の規定により延長された期限が到来
する前に第1項の事由が存しなくなつ
た_____と認めるときは、当該職員の
同意を得て、期日を定めてその期限を
繰り上げて退職させることができる。

5 略

12年杉並区条例第18号)第10条
第1項に規定する職員が占める職とす
る。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監
督職勤務上限年齢は、年齢60年とす
る。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵
守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第
4項に規定する他の職への降任等(以
下この章において「他の職への降任
等」という。)を行うに当たつては、
法第13条、第15条、第23条の
3、第27条第1項及び第56条に定
めるもののほか、次に掲げる基準を遵
守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は
勤務の状況及び職務経験等に基づ
き、降任又は転任(降給を伴う転任
に限る。)(以下この条及び第12
条において「降任等」という。)を
しようとする職の属する職制上の段
階の標準的な職に係る法第15条の
2第1項第5号に規定する標準職務
遂行能力(次条第3項において「標
準職務遂行能力」という。)及び当
該降任等をしようとする職について
の適性を有すると認められる職に、

降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係

る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日まで
の期間内。第4項において同じ。）
で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超
ることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項及び第11条において同じ。）に属する管理監督職を占める職員につ

て、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若し

くはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合）

第10条 前条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（第9条第3項又は第4項の規定による任用）

第11条 第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、

又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第12条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめその職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由がなくなつた場合の措置)

第13条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由がなくなつたときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

第14条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下

この章において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この章において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による採用（以下この条において「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、法第13条及び第15条の規定に違反してはならない。

3 年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であつたことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

4 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容

(2) 定年前再任用を行う日

(3) 定年前再任用に係る勤務地

(4) 定年前再任用をされた場合の給与

(5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間

(6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

第15条 任命権者は、前条第1項本文の規定によるほか、組合（特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条（第1項本文を除く。）の規定を準用する。

第5章 雑則

第16条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1～3 略

4 職員（杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年杉並区条例第29号）第5条の規定による改正前の杉並区職員の定年等に関する条例（次項において「改正前の定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員を除く。）に対する令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び改正前の定年条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員（異動等により当該前年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項におい

附 則

1～3 略

て「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日から同日の属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)の末日までの期間)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

第6条による改正(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、杉並区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに<u>基づき</u>、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、杉並区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに<u>基づき</u>、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定</p>

める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 杉並区職員の定年等に関する条例（昭和59年杉並区条例第4号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 杉並区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(6) 略

める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 杉並区職員の定年等に関する条例（昭和59年杉並区条例第4号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 略

第7条による改正（杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 杉並区職員の定年等に関する条例（昭和59年杉並区条例第4号）第4条第1項又は第2項の規定により <u>引き続き</u> 勤務している職員 (3) <u>杉並区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 杉並区職員の定年等に関する条例（昭和59年杉並区条例第4号）第4条第1項又は第2項の規定により <u>引き続いて</u> 勤務している職員

規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(4) 略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 杉並区職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(3) 杉並区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(部分休業をすることができない職員)

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除

(3) 略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 杉並区職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(部分休業をすることができない職員)

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除

く。)

く。)

第8条による改正（杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(1週間の正規の勤務時間)	(1週間の正規の勤務時間)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。 (正規の勤務時間の割振り)	4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、 <u>再任用短時間勤務職員</u> ）にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。 (正規の勤務時間の割振り)

第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2及び3 略

（週休日）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を

第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2及び3 略

（週休日）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を

設けることができる。

- 2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第5条 略

- 2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員（第3条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られてい

設けることができる。

- 2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員）にあつては8日以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第5条 略

- 2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第3条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られてい

る場合を除く。)については、適用しない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとの休暇とし、その日数は、一の年において、20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。

2～5 略

(育児休業に伴う臨時的任用職員等に対する特例)

第18条 略

2 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則又は杉並区教育委員会規則で定める。

る場合を除く。)については、適用しない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとの休暇とし、その日数は、一の年において、20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員_____にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。

2～5 略

(育児休業に伴う臨時的任用職員等に対する特例)

第18条 略

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員_____を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則又は杉並区教育委員会規則で定める。

第9条による改正（公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

- (1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）
- (2) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員 _____を除く。）
- (3) 杉並区職員の定年等に関する条例（昭和59年杉並区条例第4号）第4条第1項の規定により引き続き _____勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (4) 杉並区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (5) 略
- 3 略

- (1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員 _____を除く。）
- (2) 非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）
- (3) 杉並区職員の定年等に関する条例（昭和59年杉並区条例第4号）第4条第1項の規定により引き続き _____勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (4) 略
- 3 略

第10条による改正（杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

新	条	例	旧	条	例

(任命権者の報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。
(1)～(11) 略

(任命権者の報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。
(1)～(11) 略

第11条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1～7 略	1～7 略
8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。）</u> 附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「 <u>暫定再任用常時勤務職員</u> 」 <u>という。）</u> 及び令和3年地方公務員法改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3	8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」</u>

項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表2級の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、附則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額（暫定再任用短時間勤務職員にあっては、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。））（その者が令和3年地方公務員法改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であるものとした場合に、改正後の条例附則第10項の規定の適用が

_____」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表2級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、附則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額と

あるときは、同項の人事委員会が定める額を加算した額) とする。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員 (同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。) に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 (その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。) とする」とする。

10 略

11 略

12 略

13 略

14 附則第11項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月 (これらの日

する。

9 略

10 略

11 略

12 略

13 附則第10項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月 (これらの日

が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。

15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。

14 略

15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

第12条による改正 (杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
(1週間の正規の勤務時間)	(1週間の正規の勤務時間)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 <u>地方公務員法第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める者 (以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。)の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。	3 <u>地方公務員法第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める者 (以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。)の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。
4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則 (以下「 <u>教育委員会規則</u> 」という。)で定	4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則 (以下「 <u>教育委員会規則</u> 」という。)で定

める期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 略

（週休日）

第5条 日曜日及び土曜日は、週休日

める期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、再任用短時間勤務職員）にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 略

（週休日）

第5条 日曜日及び土曜日は、週休日

(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該子供園の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上

(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該子供園の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上

の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日) を設けるときは、この限りでない。

(週休日の振替等)

第6条 略

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員(第4条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。)については、適用しない。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数)とする。

2～5 略

の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日) を設けるときは、この限りでない。

(週休日の振替等)

第6条 略

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員(第4条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。)については、適用しない。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数)とする。

2～5 略

第13条による改正(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
(初任給及び昇格昇給等の基準)	(初任給及び昇格昇給等の基準)
第7条 略	第7条 略
2～5 略	2～5 略
6 職員を降給させる場合におけるその	6 職員を降給させる場合におけるその

者の号給は、杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）第7条の規定に基づき、その者が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

7 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

8 略

者の号給は、杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

7 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

8 略

（再任用短時間勤務職員の給料月額）
第7条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第7条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による

(超過勤務手当)

第20条 略

2及び3 略

4 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5～7 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 第19条第1項、第20条第1項、第3項、第5項及び第6項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会

給料月額に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(超過勤務手当)

第20条 略

2及び3 略

4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5～7 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 第19条第1項、第20条第1項、第3項、第5項及び第6項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会

の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

(期末手当)

第27条 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは

の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員

勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

(期末手当)

第27条 略

2 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは

「100分の55」とする。

4～6 略
(勤勉手当)

第30条 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～7 略
(義務教育等教員特別手当)

第31条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 略
(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～7 略

8 当分の間、職員の給料月額は、その

「100分の55」とする。

4～6 略
(勤勉手当)

第30条 略

2 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～7 略
(義務教育等教員特別手当)

第31条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 略
(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1～7 略

者が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

(2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務して

いる職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により算出した給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。
- 11 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその

者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定により算出した給料月額」とする。

1 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 8 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 1 0 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、附則第 8 項の規定により算出した給料月額に前 2 項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

1 3 附則第 1 0 項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の附則第 8 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定により算出した給料

月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

14 当分の間、附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する杉並区職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号。以下「給与条例」という。）附則第8項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第8項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第8項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第8項の規定による降給は、この限りでない」とする。

15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項及び第10項の規定による給料月額その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

16 附則第2項から第7項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

17 略

8 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

9 略

第14条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p> <p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわ</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p> <p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u>の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわ</p>

らず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

- 4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

- 第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員

らず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

- 4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、再任用短時間勤務職員）にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

- 第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員

については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 略

(週休日)

第5条 日曜日及び土曜日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあ

については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 略

(週休日)

第5条 日曜日及び土曜日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあ

っては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設けるときは、この限りでない。

(年次有給休暇)

第16条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数)とする。

2～5 略

っては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設けるときは、この限りでない。

(年次有給休暇)

第16条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員____にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数)とする。

2～5 略

第15条による改正(杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員(以下「職員」という。)とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員(以下「職員」という。)とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教</p>

諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。

（初任給及び昇格昇給等の基準）

第8条 略

2～5 略

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）第7条の規定に基づき、その者が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

7 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間

諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。

（初任給及び昇格昇給等の基準）

第8条 略

2～5 略

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

7 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

8 略

第9条 略

(超過勤務手当)

第22条 略

2及び3 略

4 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に

8 略

第8条の2 略

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第9条 地方公務員法第28条の5第1

項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第8条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(超過勤務手当)

第22条 略

2及び3 略

4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に

応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5～7 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 第21条第1項、第22条第1項、第3項、第5項及び第6項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除した得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

(期末手当)

第29条 略

応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5～7 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 第21条第1項、第22条第1項、第3項、第5項及び第6項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除した得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員

勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

(期末手当)

第29条 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～7 略

(義務教育等教員特別手当)

第33条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、7,950円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て、

2 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～7 略

(義務教育等教員特別手当)

第33条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、7,950円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て、

教育委員会規則で定める。

3 略

(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第35条 第14条、第15条及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用され

教育委員会規則で定める。

3 略

(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第35条 第14条、第15条及び第17条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

る職員及び常時勤務を要しない職員

(2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第6項において「異動日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある

場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会の承認を得て教育委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により算出した給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

5 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定により算出した給料月額」とする。

6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、附則第2項の規定

により算出した給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 附則第4項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、同項の規定により算出した給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

8 当分の間、附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する杉並区職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号。以下「給与条例」という。）附則第2項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第2項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」と

あるのは「ならない。ただし、給与条例附則第2項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第2項の規定による降給は、この限りでない」とする。

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項及び第4項の規定による給料月額その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

第16条による改正（杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以</p>

外のものをいう。

外のものをいう。

附則第25条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他人事委員会の定める職員を除く。）には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が2級又は7級である再任用職員であつて、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの</u></p>

- 6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。以下この項において同じ。）であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前2項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける地方公務員

間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する。

- 6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（前項に規定する同一給料表適用特定職員を除く。）について、同項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定により給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける再任用職員

法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表2級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、附則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。

9～20 略

に限る。）のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が同表2級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、附則第5項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該同一給料表適用特定職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給する。

9～20 略

附則第26条による改正（杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 施行日以後における杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第7号）附則第5項の規定の適用については、同項</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 施行日以後における杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第7号）附則第5項の規定の適用については、同項</p>

杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年10月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第30号

杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成5年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児及び義務教育就学児」を「子ども」に改める。

第1条中「及び義務教育就学児（以下「乳幼児等」を「、義務教育就学児及び高校生等（以下「子ども」に、「乳幼児等の」を「子どもの」に改める。

第2条第1号及び第2号中「達した」を「達する」に改め、同条第3号中「乳幼児等を現に監護し、かつ、扶養」を「子どもを現に監護」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 高校生等 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳幼児及び義務教育就学児以外のものをいう。

第3条第1項中「乳幼児等の保護者」を「保護者又は高校生等（何人からも監護されていない者に限る。以下「特定高校生等」という。）」に改め、同項第1号中「及びその者の保護する乳幼児等」を「の監護する子ども又は特定高校生等」に改め、同項第2号中「保護する乳幼児等」を「監護する子ども又は特定高校生等」に改め、「の規定による被保険者」を削り、「被扶養者」を「被保険者若しくは被扶養者」に改め、同条第2項中「乳幼児等」を「子ども」に改め、「保護者」の次に「又は次の各号のいずれかに該当する特定高校生等」を加える。

第5条中「は、その保護する乳幼児等」を「又は特定高校生等は、当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等」に改める。

第6条第1項中「者（以下「対象者」という。）の保護する乳幼児等」を「保護

者の監護する子ども又は特定高校生等」に、「当該乳幼児等」を「当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等」に改める。

第7条第1項中「対象者」を「第5条の規定により医療証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）」に改める。

第8条第3項及び第10条第1項中「その保護する乳幼児等」を「当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等」に改める。

第11条第1項中「その保護する乳幼児等」を「当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等」に、同条第2項中「対象者が保護する乳幼児等」を「第5条の規定により医療証の交付を受けた保護者の監護する子ども又は特定高校生等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条の規定による医療証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条及び新条例第8条の規定の例により行うことができる。
- 4 この条例による改正前の杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第5条に規定する医療証（施行日の前日において15歳である義務教育就学児に係るものに限る。）の交付を受けた者については、新条例第5条の規定により当該義務教育就学児について申請をしたものとみなす。
- 5 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年杉並区条例第16号）第5条に規定する医療証の交付を受けた者（施行日の前日において16歳又は17歳である障害者に限る。）の同条に規定する保護者については、新条例第5条の規定により当該障害者について申請をしたものとみなす。
- 6 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例第2

3号) 第6条に規定する医療証(施行日の前日において16歳又は17歳である児童に係るものに限る。)の交付を受けた者については、新条例第5条の規定により当該児童について申請をしたものとみなす。

杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>杉並区子ども の医療費の助成に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、<u>乳幼児、義務教育就学児及び高校生等</u>（以下「子ども」という。）に係る医療費の一部を助成することにより、<u>子どもの</u>健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 6歳に<u>達する</u>日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 義務教育就学児 15歳に<u>達する</u>日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳幼児以外のものをいう。</p> <p>(3) <u>高校生等</u> 18歳に<u>達する</u>日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳幼児及び義務教育就学</p>	<p>杉並区乳幼児及び義務教育就学児 の医療費の助成に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、<u>乳幼児及び義務教育就学児</u>（以下「乳幼児等」）に係る医療費の一部を助成することにより、<u>乳幼児等の</u>健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 6歳に<u>達した</u>日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 義務教育就学児 15歳に<u>達した</u>日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳幼児以外のものをいう。</p>

としない。

(1)及び(2) 略

(医療証)

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者又は特定高校生等は、当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等について区長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 区は、前条の規定により医療証の交付を受けた保護者の監護する子ども又は特定高校生等 _____ の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその

としない。

(1)及び(2) 略

(医療証)

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、その保護する乳幼児等 _____ について区長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 区は、前条の規定により医療証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）の保護する乳幼児等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって当該乳幼児等 _____ に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその

療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。

2 略

（助成の方法）

第7条 医療費の助成は、病院、診療所又は薬局等（以下「病院等」という。）に、第5条の規定により医療証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）が医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行ふ。

2 略

（届出義務）

第8条 略

2 略

3 対象者は、当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等の疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じた場合において当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、当該疾病又は負傷の発生の事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、

療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。

2 略

（助成の方法）

第7条 医療費の助成は、病院、診療所又は薬局等（以下「病院等」という。）に、対象者

_____が医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行ふ。

2 略

（届出義務）

第8条 略

2 略

3 対象者は、その保護する乳幼児等 _____の疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じた場合において当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、当該疾病又は負傷の発生の事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、

その旨)並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、当該疾病又は負傷について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第10条 対象者は、当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成を受けた額の限度において、対象者が当該疾病又は負傷に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 略

(助成費の返還等)

第11条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第1号に該当する場合にあっては、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた額を、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた当該保護者の監護する子ども又は当該特定高校生等の疾

その旨)並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、当該疾病又は負傷について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第10条 対象者は、その保護する乳幼児等の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成を受けた額の限度において、対象者が当該疾病又は負傷に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 略

(助成費の返還等)

第11条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第1号に該当する場合にあっては、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた額を、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じたその保護する乳幼児等の疾

病又は負傷に係る医療費の助成を受けた額を限度とする。)を返還させることができる。

(1)～(4) 略

- 2 第5条の規定により医療証の交付を受けた保護者の監護する子ども又は特定高校生等の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において、当該対象者が第三者から当該疾病又は負傷に係る損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

病又は負傷に係る医療費の助成を受けた額を限度とする。)を返還させることができる。

(1)～(4) 略

- 2 対象者が保護する乳幼児等

_____の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において、当該対象者が第三者から当該疾病又は負傷に係る損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。